

整理番号		-		-		-				(号機)
------	--	---	--	---	--	---	--	--	--	---	----	---

主索又は鎖で吊るエレベーター

機械室あり・なしを明確にするため必ずチェックを入れる。

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

[機械室あり、機械室なし]

- ◎ 必ず該当あり
- 該当する場合が多い
- △ 該当しない場合が多い
- × 該当しない

当該検査に関与した検査者	氏名	
	代表となる検査者	
	その他の検査者	

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目			
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)			
◎	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸			
◎	△	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等			
◎	×	(3)	機械室の床の貫通部 巻胴式も判定する			
◎	◎	(4)	救出装置			
◎	◎	(5)	開閉器及び遮断器			
◎	◎	(6)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"> フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。 接触器、継電器及び運転制御用基板 </td> <td style="width: 40%;"> 電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () </td> <td style="width: 30%;"> 最終交換日 年 月 日 最終交換日 年 月 日 </td> </tr> </table> <p>その他必要と考えられる事項がある場合、その事項を記入する。</p> <p>該当する項目を○で囲む。</p>	フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。 接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日 最終交換日 年 月 日
フェールセーフ設計が[該当しない]の場合、交換基準必須。 接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日 最終交換日 年 月 日				
◎	◎	(7)	ヒューズ			
◎	◎	(8)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"> 絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超) 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路 </td> <td style="width: 30%;"> MΩ 100 20 20 20 </td> </tr> </table> <p>表1参照</p>	絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超) 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ 100 20 20 20	
絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超) 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ 100 20 20 20					
◎	◎	(9)	接地			
△	×	(10)	階床選択機			
○	△	(11)	減速歯車			
◎	◎	(12)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 綱車と主索のかかり (巻胴式のものを除く) イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (例 4.5mm 以下 mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況 </td> <td style="width: 40%;"> マーキングが見える 5.0 mm 適・否 適・否 </td> </tr> </table> <p>該当しない項目は抹消線を引く。</p>	綱車と主索のかかり (巻胴式のものを除く) イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (例 4.5mm 以下 mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	マーキングが見える 5.0 mm 適・否 適・否	
綱車と主索のかかり (巻胴式のものを除く) イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (例 4.5mm 以下 mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	マーキングが見える 5.0 mm 適・否 適・否					
◎	◎	(13)	軸受			

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

検査資格者番号ではありません

検査者番号

号機の番号を記入する

昇降機番号

番号	指摘なし	検査結果		担当検査者番号
		要重点点検	要是正 既存 不適格	

1	機械室			S46.01.01
(1)				S46.01.01
(2)				
(3)				
(4)				H24.08.01
(5)				

(6)				
-----	--	--	--	--

(7)				
-----	--	--	--	--

(8)	絶縁			
-----	----	--	--	--

(9)				
-----	--	--	--	--

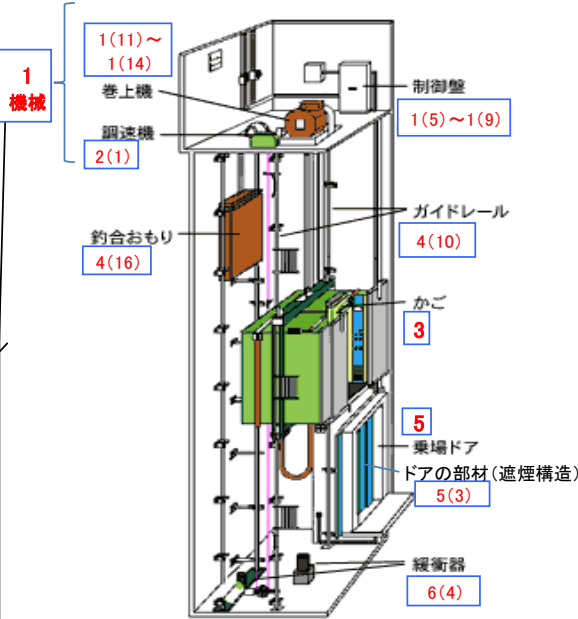
(10)				
------	--	--	--	--

(11)				
------	--	--	--	--

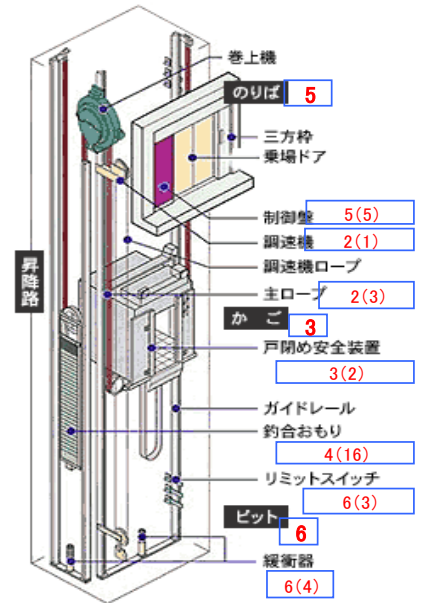
(12)	綱車と主索のかかり			
------	-----------	--	--	--

(13)				
------	--	--	--	--

〔機械室あり、機械室なし〕
機械室ありエレベーター



〔機械室あり、機械室なし〕
機械室なしエレベーター(駆動装置上音)

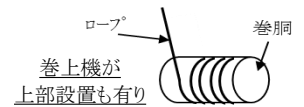


1(2)機械室内の状況他の判定基準 (業務基準書2016年版 P220~221参照)

- ①昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合は要是正となる。
 - ②漏水が機器に達している又は窓が破損している場合は要是正となる。
 - ③換気装置の起動設定温度が適切に設定されていない場合も要是正となる。
(換気設備等とは、空調設備、換気扇、ガラのことを示す。)
- *照明装置: 神奈川県内の特定行政庁規則に規定されており、設置されていない場合、既存不適格の対象となる。

1(6)接触器他 (業務基準書2016年版 P222~225参照)

フェールセーフ設計とは、
接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止する設計



1(8)絶縁 (業務基準書2016年版 P225~226参照)

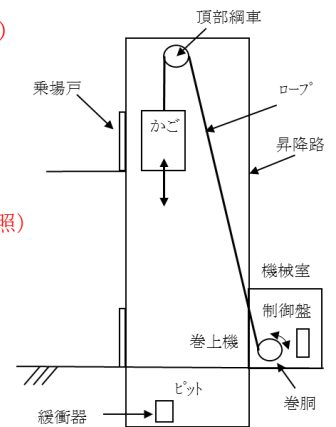
回路の絶縁抵抗値は次のとおりであること

① 回路電圧が 300Vを超えるもの	0.4MΩ 以上
② 回路電圧が 150Vを超え 300V以下	0.2MΩ 以上
③ 回路電圧が 150V以下のもの	0.1MΩ 以上

1(12)綱車又は巻胴 (業務基準書2016年版 P228~229参照)

巻胴式の場合の検査事項と記入方法 (斜線で抹消・判定は残すこと。)

綱車と主索のかかり	イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)	mm
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)	mm
綱車又は巻胴	ハ. 綱車と取捨区の滑り等により判定	適・否
	ニ. 複数の溝間の摩耗差の状況	適・否



機械室なしタイプもあり
巻胴式エレベーター

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目			
◎	◎	(14)	巻上機	ブレーキ	<p>しゅう動面への油の付着の状況</p> <p>保持力</p> <p>イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認</p> <p>ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認</p> <p>ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認</p> <p>パッドの厚さ</p> <p>イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (例 ブレーキギャップ 3.5mm以上 mm)</p> <p>要是正となる基準値 (例 ブレーキギャップ 4.5mm以上 mm)</p> <p>ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm)</p> <p>要是正となる基準値 (mm)</p> <p>プランジャーストローク</p> <p>イ. 構造上対象外</p> <p>ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm)</p> <p>要是正となる基準値 (mm)</p> <p>ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm)</p> <p>要是正となる基準値 (mm)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>パッドに右(下)左(上)がないクラッチ式などの場合、右・左を消し右欄に測定値を記入する。右図参照</p> <p>右 2.0 mm</p> <p>左 mm</p>
					<p>イ、ロ、ハ、又はイ、ロのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。</p>	
○	×	(15)	そらせ車			
◎	◎	(16)	電動機	可変速式の場合は定格速度のみを記入する。	実測値は定格速度の125%以下であること。	
△	×	(17)	電動発電機			
◎	◎	(18)	駆動装置等の耐震対策			
◎	◎	(19)	速度	定格速度 (45 m/min) 報告書二面と同じであること	上昇 46.5 m/min 下降 45.0 m/min	
2 共通						
◎	◎	(1)★	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min	
				キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min	
△	△	(2)	かご側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	4(17)と一致していること	
◎	◎	(3)	主索又は鎖	<p>径の状況</p> <p>最も摩耗した主索の番号 (1)</p> <p>直径 (11.9 mm) ≤ 未摩耗直径 (12.1 mm)</p> <p>要是正=90%未満 要重点点検=92%未満</p> <p>98.3 %</p>		
				<p>素線切れ</p> <p>最も摩損した主索の番号 (素線切れなし)</p> <p>該当する素線切れ判定基準 (該当なし)</p> <p>素線切れが生じた部分の断面積の割合</p> <p>70%超—70%以下</p> <p>表3参照</p> <p>%の数字は、小数点第二位を四捨五入して記入する。(例11.9/12.0=99.16 ⇒ 99.2%)</p> <p>切れ数 0 本</p> <p>1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数</p>		
				<p>錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)</p> <p>要是正=94%未満 要重点点検=96%未満を目安</p> <p>0 本</p>		
				<p>谷部が赤錆色に見える主索の番号 (錆びた摩耗粉なし)</p> <p>直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)</p> <p>該当する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)</p> <p>表4参照</p> <p>0 本</p>		
				<p>主索本数 (本数を記入 本)</p> <p>該当するものが無い場合は抹消線を引く</p> <p>要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (—)</p>		
				<p>摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入)</p> <p>測定長さ (B) (mm) 基準長さ (A) (mm)</p> <p>伸び %</p>		
				<p>鎖本数 (本数を記入 本)</p> <p>要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()</p> <p>$B-A/A \times 100$</p>		
				◎	◎	(4)

番号	検査結果			担当検査者番号
	指摘なし	要重点点検	要是正 既存 不適格	
(14)	ブレーキ			
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
2 共通				
(1)★	かご側調速機			
(2)				
(3)	主索			
(4)				

***ロ**を選択時
前回測定値を
記入する場合
前回測定値
右 mm
左 mm

***ロ**を選択時
プランジャー
ストローク
前回測定値を
記入する場合
前回測定値
mm

前回数値
右 2.1mm
左

前回数値
2.1mm

S56.06.01
H21.09.28
H26.04.01

H26.04.01

ブレーキ型式種別	ドラム式	ディスク式	クラッチ式
測定値 (記入例)	右: 5.5mm 左: 5.5mm	右: 1.5/1.5mm 左: 1.5/1.4mm	右: 16.5mm 左: mm

1(14)ブレーキの検査項目の注意点 (業務基準書2016年版 P230~236参照)

ブレーキは、油の付着状況、取付け状況、制動力の状況、保持力の状況、パッドの厚さの状況、パッドとドラム及びディスクとの接触状況、ブレーキ制動時のプランジャーの状況、ブレーキコイルの発熱の状況、構成機器の作動状況、摩耗粉の状況(電気制動式)、作動時の状況(電気制動式)の検査をする必要がある。
*摩耗粉があるとき、パッド以外の摩耗粉がある場合は、『要是正』とすること。
パッドの厚さの検査において
製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定する場合は「**ロ**」を選択する。
(注意)
①要重点点検及び要是正の基準値を設定すること。
②前回検査時のパッドの厚さを別に記入しておく必要があることから余白に記入する。(神奈川県のみ)
(左側ブレーキ欄参照)
③前回検査時(初回検査の場合は初期値)のパッドの厚さが「不明」の場合、『**要重点点検**』の指摘となる。
*ブレーキパッド部が写せないときはブレーキ全体の撮影写真か構造図等を添付すること。

表2

定格速度 **2(1) かご側調速機** (業務基準書2016年版 P241~244参照)

45m以下	かご側調速機	過速スイッチの作動速度	(定格速度の — %)	63m/min以下
		キャッチの作動速度	(定格速度の — %)	過速スイッチと同様又は68m/min以下
45m超	かご側調速機	過速スイッチの作動速度	定格速度の 130 %以下	測定値 m/min
		キャッチの作動速度	定格速度の 140 %以下	測定値 m/min

2(2) 釣合おもり側調速機
かごのキャッチ速度より大きくかつ**110%以下**

2(3)主索、4(6)調速機ロープ の記入について (業務基準書2016年版 P245~252、P278~280参照)

表3

■素線切れがある場合の「該当する素線切れ判定基準」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせる。

例	素線切れの判定記号	判定結果の記号
(ハ) (2-ロ) (4-イ) 等	1 素線切れが平均的に分布する場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
	2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
	3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
	4 谷部で素線切れが生じている場合	

*主索に著しい損傷、変形(キンク・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は、『**要是正**』とすることから、判定基準欄は(損傷-イ)もしくは(変形-イ)と記入する。

表4

■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の「該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準」欄の記入方法
以下のような記号を組み合わせる。

例	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	判定結果の記号
(ハ) (1-イ) 等	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	イ 要是正判定の場合 ロ 要重点点検判定の場合 ハ 指摘なしの場合
	2 点状の腐食が多数生じている場合	
	3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
	4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	

番号	検査結果			担当 検査 者番 号
	指摘 なし	要 重点 点検	要是正 既存 不適格	
(5)				H26.04.01
(6)				S34.01.01 S57.12.01
(7)				
(8)				S46.01.01
(9)				H21.09.28
(10)				H21.09.28
(11)				
(12)				
(13)				
3 かが室				
(1)				H22.09.28
(2)				H21.09.28 H22.09.28
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				H21.09.28
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				H21.09.28
(11)				S46.01.01
(12)				S56.06.01 H26.04.01
(13)				
4 かが上				
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				H26.04.01
(6)				
(7)				S46.01.01
(8)				
(9)*				H26.04.01
(10)				H21.09.28
(11)				H24.06.07
(12)				H21.09.28
(13)				
(14)				
(15)				S56.06.01
(16)				H26.04.01
(17)				

2 (9) 戸開走行保護装置

(業務基準書2016年版 P256～257参照)

第二面の備考欄に認定番号と名称を記入し、内容を記載した書面(検査事項・検査方法・判定基準・初回(前回)との比較値・検査結果等)を添付する。

改修などで戸開走行保護装置を取り付ける場合は、必ず特定行政庁へ確認すること。

* 埼玉県は、12条5項報告不要。

2 (10) 地震時等管制運転装置

(業務基準書2016年版 P257～260参照)

1. 適用除外となるエレベーター

- ①昇降行程が7m以下のエレベーター(乗用、人荷用、寝台用)
- ②荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター(かご内に操作盤が無く、人が乗らないもの)
- ③段差解消機、いす式階段昇降機

2. 地震時等管制運転装置の内容

- ①P波及びS波管制運転、かご内への運転情報の表示、予備電源の設置

3. 地震時等管制運転装置が既存不適格になる条件(概要)

- ①鉛直方向(P波)に、 $0.025 \sim 0.1m/s \times s(2.5 \sim 10gal)$ 又は水平方向(S波)に生じる $3.0m/s \times s(300gal)$ 以下の過速度を検知できない。(a, b)
- ②かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き又かご内から開くことができる。
- ③自家発電設備又は停電時のバックアップ電源装置を有していない。(c)
- ④かご内へ運転情報の表示装置がない。(d)

* 新法対応への改修の場合は、特定行政庁へ確認をすること。(千葉県、埼玉県は必須)

* アルファベットは、神奈川県・埼玉県提出に必要です。(既存不適格事項は全て)

3 (8) 外部への連絡装置

(業務基準書2016年版 P270参照)

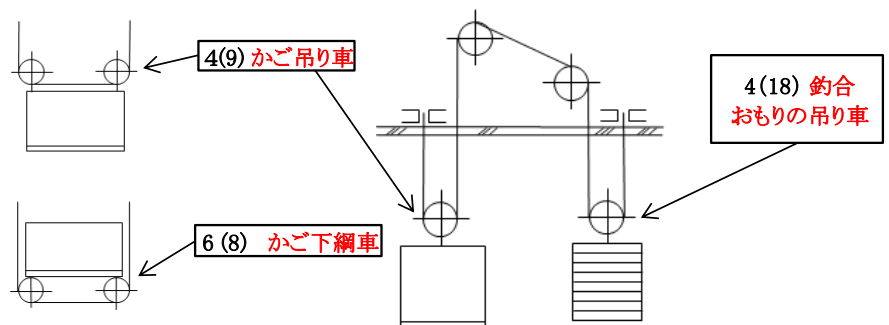
確認申請書に記載のない、保守契約上で取付けられた通話装置、監視装置は検査の対象ではありません。

現状として警備会社や保守会社の集中管理センターへの警報発報や通話が正常であれば、指摘なしとしてよい。

(神奈川県・東京都は、確認申請時に記載された機器が取り外されている場合は、『要是正。』)

組合せ例	例1	例2
* 4(9) かがり車	○	
* 4(18) 釣合おもりの吊り車	○	○
* 6(8) かが下綱車		○

※4(18)釣合おもりの吊り車がある場合は、かごを上で吊っているか、かごの下に綱車があるかどうかで判定する。



例1:かごを上で吊っている場合

表5

4(17)釣合おもり非常止め装置

(業務基準書2016年版 P294～295参照)

6(7)かが非常止め装置

(業務基準書2016年版 P307～309参照)

定格速度	形 式
45m以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある) 调速機がない場合はスラックロープ式
45m超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可)

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目	
○	◎	(18)	* 釣合おもりの吊り車 巻胴式エレベーターは対象外	
◎	◎	(19)	かごの戸の開閉機構 手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある	
◎	◎	(20)	かごの枠	
5 乗り場				
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器	
◎	◎	(2)	非常解錠装置	
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造	
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 オープンタイプのエレベーター	
×	○	(5)	※制御盤扉 三方枠に制御盤がある場合	
6 ピット				
×	○	(1)	保守用停止スイッチ 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象	
×	○	(2)	底部安全距離確保スイッチ 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象	
◎	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ	
◎	◎	(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 : <u>ばね式</u> ・ 油入式 ・ 緩衝材 該当するものを○で囲む。
			劣化の状況	<u>適</u> ・ 否
			作動の状況(油入式のものに限る。)	適 ・ 否
			油量の状況(油入式のものに限る。)	適 ・ 否
◎	◎	(5)	★ 張り車 表5参照	
◎	◎	(6)	ピット床 該当するものを○で囲む。	
◎	◎	(7)	かご非常止め装置	形式 <u>早ぎき式</u> ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式 作動の状況 <u>イ</u> 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 <u>ロ</u> 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認 <u>ハ</u> 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 <u>ニ</u> スラック式のものにあたっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認
△	○	(8)	* かが下綱車 該当するものを○で囲む。	
△	△	(9)	釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部 該当するものを○で囲む。	
◎	◎	(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 <u>ばね式</u> ・ 油入式 ・ 緩衝材 表6参照 制御方式 <u>交流1(2)段制御</u> ・ その他 表7参照 mm 巻胴式エレベーターは対象外 前回の定期検査時 (_____ mm)
◎	◎	(11)	移動ケーブル及び取付部	
◎	◎	(12)	ピット内の耐震対策	
×	○	(13)	駆動装置の主索保護カバー 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象	
◎	◎	(14)	かごの枠	
7 非常用エレベーター				
△	△	(1)	かご呼び戻し装置	
△	△	(2)	一次消防運転	
△	△	(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度 m/min
△	△	(4)	予備電源切替え回路	
△	△	(5)	その他	
8 上記以外の検査項目				
大臣認定等を受けている部分の検査について記入する。 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。				

番号	検査結果				担当 検査者 番号
	指摘 なし	要 重点 点検	要是正	既存 不適格	
(18)*					
(19)					
(20)					
5 乗り場					
(1)					H14.06.01
(2)					
(3)	乗り場の戸の遮煙構造				
(4)					
(5)					
6 ピット					
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)★					
(6)					
(7)					
(8)*					
(9)					
(10)	釣合おもり底部すき間				
(11)					
(12)					
(13)					S56.06.01 H21.09.28
(14)					
7 非常用エレベーター					
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
(5)					
8 上記以外の検査項目					

5(3) 乗り場の戸の遮煙構造 (業務基準書2016年版 P298~299参照)

・第二面備考欄に認定番号と名称を記入する。
 ・検査者が、建物の防火区画等の構成状況を判断することは困難であることから、遮煙構造の要否の判断は行わず乗り場の戸に遮煙構造が施されている場合に確認すること。
 ・検査方法は、「遮煙性能を有するエレベーター乗り場戸の認定シール」の有無により、気密材の劣化状況を判断する。気密材がない時は項目を抹消する。気密材がある場合、停電時の戸閉機能、火災時の戸閉機能、戸開時間(戸の面積が3㎡以内のものに限る。)を確認する。

<参考> 機械室あり・機械室なし(駆動装置の上部/下部)にある項目の違い

番号・検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(11) 降下防止装置	(無)	(無)	(有)
4(5) 頂部綱車	△	(無)	(有)
6(1) 保守用停止用スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(2) 底部安全距離確保スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(13) 駆動装置の主索保護カバー	(無)	(無)	(有)

- ※ (無)の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する
- ※ (有)の場合・・・検査結果を判定する
- ※ △は装置が付いているものもある

※ 機械室なしエレベーター制御盤屋について
 制御盤設置の関係

	例1	例2	例3
2(13) 制御盤屋	○ (有)	× (無)	× 干渉せず
5(5) 制御盤屋	× (無)	○ (有)	× (無)

記入例1 昇降路内に制御盤がある場合

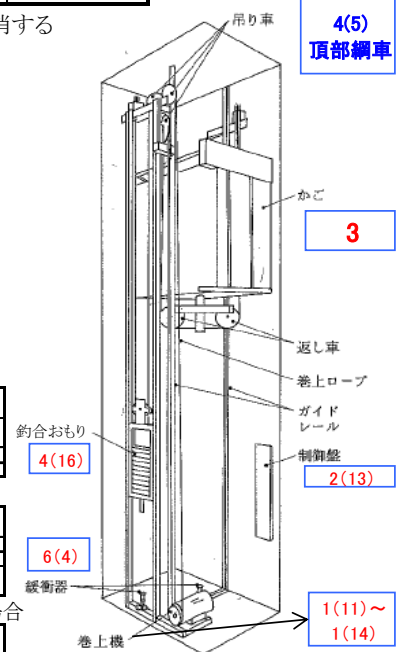
	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤屋	○			
5(5) 制御盤屋				

記入例2 三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤屋				
5(5) 制御盤屋	○			

記入例3 昇降路内にあってかご及び釣合おもりと干渉しない場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤屋				
5(5) 制御盤屋				



機械室なしエレベーター
(駆動装置下部)

6(10) 釣合おもり底部すき間 (業務基準書2016年版 P311参照)

前回検査時(初回検査の場合は初期値)の測定値を確認できない場合は、(一)とし、「要重点点検」と判定してください。
 (ロープの取替えや調整により、前回測定値から大きく変化した場合は、検査結果表の特記事項欄に特記すべき事項として記入してください。)

表6

かご、釣合おもりと緩衝器の距離

定格速度 m/min		最小距離 mm	
		かご、釣合おもり側	その他
ばね緩衝器	15を超え30以下	225	115
緩衝材	30を超えるもの	300	150
油入緩衝器		すき間があること	

表7

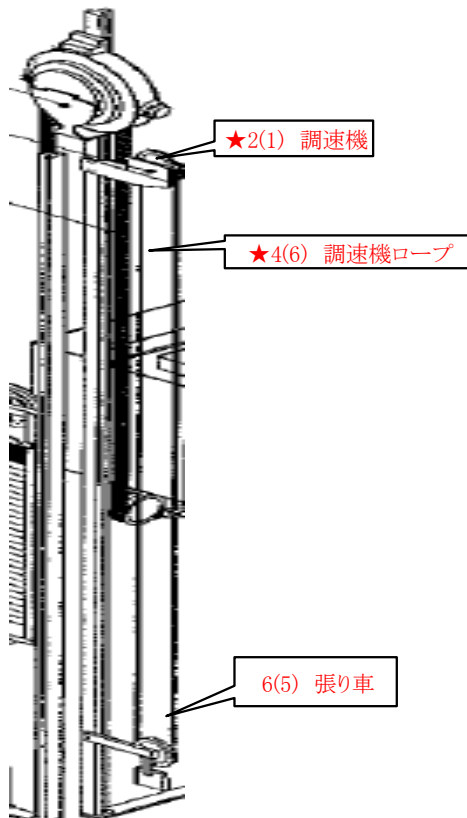
緩衝器形式

定格速度	形式
60m/min 以下	ばね式 (油入式もある)
60m/min 超え	油入式

大臣認定を受けた緩衝器は、余白に形式を記入し、大臣認定番号は第二面備考欄に記入すること。(ゴムバッファ・緩衝器無し 等)

※ 判定結果は基準書の判定基準に準じた内容であること

特記事項					
要是正の記入例					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(4)	救出装置 (要是正)	バッテリー切れのため制動装置等の作動が出来ない。		バッテリーの交換が必要です。	見積り提出中により未定
2(3)	主索又は鎖 (要是正)	素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ピッチ内に5本の素線切れがある。		主索の交換が必要です。	H26年5月
要重点点検の記入例					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(14)	ブレーキ (要重点点検)	ハット ¹ の厚さが要重点点検の基準値になっており重点的な点検が必要である。		ブレーキハットの交換が必要です。	—
2(3)	主索又は鎖 (要重点点検)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。		主索の経過観察が必要です。	—
6(10)	釣合おもり底部すき間 (要重点点検)	釣合おもり底部すき間が次回定期検査時までに検査標準(JISA4302)の「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定を満たさない恐れがある。		保守点検時に注意が必要です。	—
既存不適格の記入例					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
■神奈川県、埼玉県					
1(18)	駆動装置の耐震対策	・ロープガード等の状況 ・転倒及び移動を防止するための処置の状況	a.ロープガード等なし又は寸法が基準を満たしていない b.巻上機移動防止なし c.電動発電機の移動防止なし d.制御盤等の転倒防止措置なし e.マシンビームが(平25国告第1047号)に適合しない	・ロープガード等の取付け又は寸法が基準を満たすことを要望します。 ・巻上機、電動発電機の移動防止、制御盤等の転倒防止措置の改善を要望します。 ・マシンビームが(平25国告第1047号)に適合するように改善を要望します。	—
■千葉県					
1(18)	駆動装置の耐震対策	・ロープガード等の状況 ・転倒及び移動を防止するための処置の状況	・ロープガード等なし又は寸法が基準を満たしていない ・巻上機の移動防止なし ・電動発電機の移動防止なし ・制御盤等の転倒防止措置なし ・耐震関係は設置時期で既存不適格を判断	・ロープガード等の取付け又は寸法が基準を満たす事を要望します。 ・巻上機、電動発電機の移動防止、制御盤等の転倒防止措置の改善を要望します。 ・平25国告第1047号(マシンビーム)に適合するように改善を要望します。	—
■北関東(茨城県、群馬県、栃木県、山梨県)					
1(18)	駆動装置の耐震対策	・ロープガード等の状況 ・転倒及び移動を防止するための処置の状況	ロープガード等なし 巻上機の移動防止なし 電動発電機の移動防止なし 制御盤等の転倒防止措置なし 耐震関係は設置時期で既存不適格を判断	以下を改善要望します。 ・ロープガード ・巻上機 ・電動発電機 ・制御盤等 ・平25国告第1047号(マシンビーム)に適合する改善	—
*アルファベットは、神奈川県・埼玉県提出用です。(既存不適格事項は全て)					
その他の記入例 検査項目ではないが、特記事項としてあげる場合の記入例					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
その他	かご内の照明装置カバー	かご内の照明装置のカバーにひび割れが発生している。		かご内の照明装置のカバー取替えの検討をお願いします。	—



※左図参照

★ 2(1) かも側调速機	调速機がある機種では调速機ロープ及び張り車は必ず付いている。 (调速機がピットにあっても同様)
★ 4(6) 调速機ロープ	
★ 6(5) 張り車	